

## 無償化・補助事業チェックシート 届出保育施設版

✿ 届出保育施設を利用開始したとき、年度初め、転入・転出があった場合に確認してください。



- ・保護者と児童が天童市に住所がある期間のみ対象です。
- ・保育料は契約している月額等の料金を指し、一時的な利用の料金や延長保育料、送迎費や教材費等は含まれません。
- ・一度保育料を支払った後に還付になる場合と、最初から減免した保育料を支払う場合がありますので、施設に確認してください。
- ・転入・転出があった場合や、要件を満たさなくなった場合、変更がある場合は、必ず施設に申し出てください。

優先順位	制度	クラス年齢 (4/1時点年齢)	補助・支給内容 (料金は全て月額)	要件 (全て満たす必要)	<input checked="" type="checkbox"/> 入所時申請時必要書類	備考
1	国の無償化 (施設等利用給付)	0-2歳児	保育料 42,000円まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民税非課税世帯である。 (父母の所得が合計48万円以下の場合は、生計が同一の祖父母の状況も確認します。)</li> <li>・父母ともに保育の必要性がある。※ 1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定申請書</li> <li>・保育の必要性の証明書（就労証明書等）</li> <li>・課税証明書（転入者のみ）</li> </ul>	企業主導型保育施設の場合は、原則市を経由せず施設での手続になりますが、地域枠をご利用の方は左の書類が必要です。
		3-5歳児	保育料 37,000円まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・父母ともに保育の必要性がある。※ 1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定申請書</li> <li>・保育の必要性の証明書</li> </ul>	
2-1	市の子育て支援事業費補助金 (段階的負担軽減分)	届出保育施設の0-2歳児	保育料 42,000円まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯の市民税所得割額が97,000円未満である。 (父母の所得が合計48万円以下の場合は、生計が同一の祖父母の状況も確認します。)</li> <li>・国との無償化を受けていない（1の制度に該当しない）。</li> <li>・父母ともに保育の必要性がある。※ 1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市内施設】</li> <li>・保護者調査（全員）</li> <li>・課税証明書（転入者のみ）</li> <li>・保育の必要性に係る（対象者のみ）</li> <li>・保育の必要性の証明書（就労証明書等。対象者のみ）</li> </ul>	
		企業主導型保育施設の0歳児	保育料 37,100円まで			
		企業主導型保育施設の1-2歳	保育料 37,000円まで			
2-2	市の子育て支援事業費補助金 (通常減免分)	0-5歳児	保育施設等を利用していける子の中で数えて ・第1子 保育料の4分の1(6,000円上限) ・第2子 保育料の2分の1(12,000円上限) ・第3子 保育料の10分の10(24,000円上限) ※保育料は2-1の制度適用後の額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国との無償化を受けていない（1の制度に該当しない）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市外施設】</li> <li>特になし</li> <li>※市へお電話ください</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市外施設】</li> <li>4-8月分、3-9月分に分けて2回の申請です。</li> <li>必要書類は保護者に郵送しますので、入所時に市へお電話ください。</li> </ul>
3	市の第3子以降無料化補助金	0-5歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1,2-1,2-2の制度適用後に残った保育料</li> <li>・主食費</li> <li>・副食費</li> <li>・冷暖房費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳未満の子（経済的に自立している子を除く）の中で数えて第3子以降にあたる。</li> <li>・保護者に市民税の滞納がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市内施設】</li> <li>・保護者調査</li> </ul>	施設が市に申請し、補助金は保護者に振り込まれます。入所時に市へお電話ください。
					<ul style="list-style-type: none"> <li>【市外施設】</li> <li>・保護者調査</li> </ul>	

※ 1 保育の必要性とは

必要書類	
① 就労=月48時間以上就労している方（農業、自営業、内職等を含む）	就労証明書+自営業・農業等の場合は事業内容がわかる書類（事業開始届・取引証明書・出荷証明書・確定申告書（収支内訳書）の写し等）
② 妊娠・出産=出産予定日の前8週又は後10週の方	母子健康手帳の写し※表紙と出産予定日のページ
③ 保護者の疾病、障がい	主治医の診断書または身体障害者手帳の写し等
④ 同居又は長期入院等している親族の常時介護・看護	③と同じ、又は介護保険証の写し等
⑤ 災害復旧	り災証明書の写し等
⑥ 求職活動（開始から90日間のみ対象）	ハローワークカードの写し
⑦ 就学	在学証明（就学時間、在学期間を記載）の写し等
⑧ 虐待やDVのおそれがある場合	特になし
⑨ 申告児童の弟・妹のための育児休業中であるが、申告児童が育休前から既に施設を利用しており、引き続き利用が必要である場合（申告児童自身のための育休は不可）	就労証明書（復職予定日を必ず記入すること）